２０２２年度 第４回企業倫理委員会 議事録

１．日　時　　２０２３年3月６日（月）　１４：００～１６：００
２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室
３．出席者

（委員長）	清水　希茂	代表取締役会長
（副委員長）	馬場　則行	弁護士
（副委員長・幹事）	宮本　伸一	執行役員　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長
（委　員）	磯村　定夫	中国地域ニュービジネス協議会参与
	松浦　秀子	日新運輸工業㈱　代表取締役社長
	瀧本　夏彦	代表取締役社長執行役員
（オブザーバー）	野曽原　悦子	取締役監査等委員
（説明者）	吉安　正樹	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ） 兼．原子力強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ担当部長

４．欠席者【事前に意見を提出】

（委　員）	落合　和志	中国電力労働組合執行委員長

５．議事概要

【委員長あいさつ】

委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申しあげる。

まず、２０２２年度第３四半期決算については、燃料価格上昇に伴う燃料費調整額の増加などにより「増収・減益」となり、これに独占禁止法関連損失引当金繰入額等による特別損失を計上したことで、当期は１６６７億円の純損失という厳しい結果になった。今後に向けては、高効率火力である三隅２号機の確実な稼働や、グループを挙げた経営効率化、燃料価格等の変動リスクの低減などにより、引き続き収支の改善に取り組んでいく。

このような状況の中、本年１月、当社は電気料金メニューに係るホームページ等の記載について、景品表示法に違反している疑いがあるとして、消費者庁の委託を受けた公正取引委員会から調査を受けることとなった。また、中国電力ネットワーク株式会社や経済産業省が管理する顧客情報の閲覧に関して、「電力・ガス取引監視等委員会」「経済産業省」「個人情報保護委員会」から、事実関係等の報告を求められた。当社としては、こうした不適切事案が立て続けに発生したことを大変重く受け止めており、委員の皆さまにもご心配をおかけしていること、深くお詫び申し上げる。これらの事案については、後ほどご説明するが、再び同様の事案を発生させないよう再発防止に努め、適切に対応していく。

独占禁止法違反疑いによる公正取引委員会の調査の件については、これまでに公正取引委員会による意見聴取が行われ、当社から意見の陳述、質問等を行ったところ。意見聴取手続はこれで終了し、近いうちに公正取引委員会から命令が発出される可能性があると考えているが、当社としては、適切に対処していくとともに、委員の皆さま方にもご説明の機会を設けたいと考えている。

来年度のコンプライアンスの取組みについては、不適切事案が連続して発生し、当社に対する社会からの信頼が大きく損なわれていることを踏まえ、これら事案に対する再発防止策を織り込み、改めてコンプライアンス最優先の意識の浸透と、３つの行動「良識に照らします」・「率直に話します」・「積極的に正します」が確実に実践できるよう、施策に取り組んでいく。

１．コンプライアンス推進の取組み状況について

島根原子力発電所における点検不備およびサイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況、コンプライアンス推進施策の主な実施内容等について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

（１）島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況

・不適合管理プロセスの改善について、A・B グレードの不適合事象は引き続き発生しておらず、活動は有効であると考える。

・原子力部門人材育成プログラムの取組みは順調に進められている。他部門との意見交換会は多様な価値観に触れる良い機会なので、引き続き、積極的に実施してほしい。

（２）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況

・協力会社 8 社に対する原子力安全文化に関する意識調査の結果は、昨年に比べて向上しているとのことであり、中国電力の指導・助言が効果を上げているものと推察でき、良い兆候と考える。

・再発防止策が効果的に機能しているか、取組みが形骸化していないか等の視点を持ちつつ、取組みの評価・改善が継続的に繰り返されるよう取り組まれたい。

（３）コンプライアンス推進施策の主な実施内容

・コンプライアンス推進施策に関する取組みについては、年間計画に沿って着実に実施されているものと受け止める。取組みの意義・目的を共有したうえで、効果的な取組みとなるよう対応されたい。

・「新職場における問題提起活動」は大変良い活動と評価する。一方、業務実態の適切性を確認するという意味では、異動後一定の期間を経た後にも、改めてこの活動を実施することも有効ではないか。

（４）２０２３年度全社コンプライアンス推進の取組み

・「独占禁止法違反疑い事案」、「新電力顧客情報等の不正閲覧事案」および「景品表示法違反疑い事案」が連続して発生したことを踏まえると、「未然に防止する活動」が不足していると感じる。どの事案も、「受け身、便宜的、安直、表面的」という印象を受ける。会社風土の根底にある本質的原因を洗い出し、改めてコンプライアンス推進計画を練り直すべきではないか。

（５）その他

・一連の不適切事案について、企業としての法的対応力、リーガルマインドの問題、つまり、法的問題意識とそれに対するチェック機能が不足しているものと思われる。

・一連の不適切事案について、問題があるのではないかと気づいた社員はいたはずであり、なぜ声が上がらなかったかが問題である。その原因を究明する必要がある。

２．内部通報制度の運用状況について

２０２２年１１月～２０２３年１月における内部通報制度の運用状況（通報件数：１２件）について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

〇所感

・通報事案の対応については、概ね問題ない。

・パワーハラスメントに関する通報が多く、事実の調査を含めて注意して対応してほしい。

〇ハラスメント事案について

- 単に処分するだけでなく、教育が必要ではないか。
- 内実は職場の風通しや人間関係の問題であるとのことであり、上司の目が行き届いていれば発生しなかった事案と言える。

以　上

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取組み状況について」